

お客様は

安全・安心を求めています。

3年に一度は受けましょう。

クリーニング業法で定められた
クリーニング師研修・業務従事者講習を
受講しましょう!!



- クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング所等に從事してから1年以内に、その後は3年に一度都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。
- 全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターは、都道府県知事の指定を受けて、研修・講習を実施しています。
- 今回の研修・講習では、クリーニング問題事例や平成27年10月に改訂されたクリーニング事故賠償基準について認知度が低いため、改めて理解を図ります。また、ウエットクリーニング項目を追加し、詳しく解説しています。

衛生対策

事故対策

最新情報

研修・講習でトラブル防止・確かな技術・信頼されるお店の第一歩を!!

厚生労働大臣の基準による知事の指定研修

〇〇〇〇年度

クリーニング師

研修修了済

クリーニング業法に基づくクリーニング師の研修を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

(公財) 全国生活衛生営業指導センター

厚生労働大臣の基準による知事の指定講習

〇〇〇〇年度

クリーニング業務従事者

講習修了済

クリーニング業法に基づくクリーニング業務従事者の講習を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

(公財) 全国生活衛生営業指導センター

◎受講者情報は、都道府県知事に報告されます。

◎受講された方には、修了証書・修了済ステッカーが交付（発行）されます。

《《 お問合わせ 》》

公益財団法人
青森県生活衛生営業指導センター

青森市堤町2-16-11 理容会館1階

TEL : 017-722-7002

FAX : 017-722-7025

<http://www.seiei.or.jp/aomori/>

(令和元年8月作成)

Q1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、全員、必ず3年に一度受講する必要があります。

関連Q:案内された研修は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

- 2型通信制の研修を受講してください。
- また、他の都道府県会場で、定員に余裕がある場合には、受講も可能です。
- 詳しくは、当指導センターにお問い合わせください。

Q2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所(工場)又は取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① 開設から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、営業者が選んだ方
- ② 従事している方の中から、1店舗ごとに5名につき1名の割合で営業者が選んだ方
(例:5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名。)

【*クリーニング師の方でクリーニング師研修を受講された方は業務従事者講習を受講したものとみなされます。】

【*常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。】

【*専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。】

Q3 クリーニング師の父親が引退したが、必要な手続きなど教えてください。

A 従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況等に変更があった場合、保健所に「変更届」の提出が必要です。

◎ あなたのお店の届出・報告・申請状況をチェックしてみましょう。

主な届出・報告・申請関係	主な管理者等関係
<input type="checkbox"/> クリーニング所の開設(変更)届 <input type="checkbox"/> クリーニング営業の承継届 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告 <input type="checkbox"/> P R T R(第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出) <input type="checkbox"/> 危険物取扱所設置許可(変更)申請 <input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 中間検査申請 <input type="checkbox"/> 完了検査申請 <input type="checkbox"/> ボイラー設置届 <input type="checkbox"/> 土壌汚染状況調査結果報告	<input type="checkbox"/> クリーニング師 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者 <input type="checkbox"/> 有機溶剤作業主任者 <input type="checkbox"/> ボイラー取扱作業主任者 <input type="checkbox"/> 乾燥設備作業主任者 <input type="checkbox"/> 危険物取扱者
	主な衛生措置関係
	<input type="checkbox"/> 下水道法に定められた特定施設設置届 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法に定められた特定施設設置届

(注1) 項目等は主要なものです。全てを網羅しているわけではありません。

(注2) 自治体による上乗せ条例もありますので、詳細については関係機関にお問い合わせください。

クリーニング営業者の方に届出義務があります